

岸壁利用者各位

水島港湾事務所 維持管理課長

係船における留意事項について（重要な連絡）

日頃より、当県の港湾行政の推進にご協力を賜り、お礼申し上げます。
さて水島港においては岸壁・物揚場の『縁金物整備工事』を実施しております。
縁金物を整備した岸壁・物揚場については、今後、船舶の係留にあたり、下記事項に留意願います。

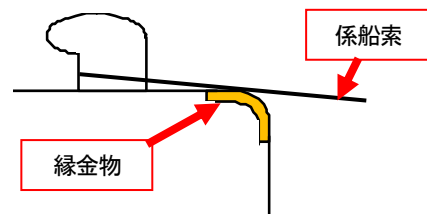
（※岸壁を損傷させた場合は、水島港湾事務所まで必ずご連絡下さい。）

記

《『ワイヤー等金属製の係船索』の使用を控えて下さい。》



『縁金物』は、係船索と岸壁角部相互の損傷を防ぐために整備を行っています。



（注）縁金物は、岸壁端部を注意喚起するため、“黄色”の塗装をしています。
金属製の係船索と擦れると、黄色塗装が消えてしまいます。

（注）係船索との擦れにより、金属製の係船柱が損傷しています。ご注意ください。

（問い合わせ先） 水島港湾事務所維持管理課（倉敷市水島福崎町 1-12）

《係船調整担当》 TEL ; 086-444-8449

《維持補修担当》 TEL ; 086-444-7143